18　特別法人事業税又は地方法人特別税の「⑹のうち見込納付額⑹」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税又は地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

19　事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表４）の⑶④）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の⑷②）⑹③」の欄は、法人税法第81条の９第４項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４の２付表）の「仮計⑷②」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額⑶④」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

［20～24　略］

第六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　略］

第六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　略］

第６号様式別表１記載要領

［１～４　略］

５　「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表５の２⑵付表）の「当期分⑷④」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２⑴）の㉒の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の⑱の欄の金額）、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２（２の２））の㉗の欄の金額）、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表17（３の12））の⑾の欄の金額）の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

［６～８　略］

第六号様式別表一の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　略］

第六号様式別表一の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　略］

第６号様式別表１の２記載要領

［１～３　略］

４　「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１の３）の「法人税額計⑹」及び「法人税額計㉙」の欄の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

18　地方法人特別税の「⑹のうち見込納付額⑹」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

19　事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表４）の⑶④）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の⑷②）⑹③」の欄は、法人税法第81条の９第４項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４の２付表）の「仮計⑷②」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額⑺」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

［20～24　同左］

第六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　同上］

第六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　同上］

第６号様式別表１記載要領

［１～４　同左］

５　「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表５の２⑵付表）の「当期分⑷④」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２⑴）の㉒の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の⑱の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表１⑴から別表１⑶まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

［６～８　同左］

第六号様式別表一の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　同上］

第六号様式別表一の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　同上］

第６号様式別表１の２記載要領

［１～３　同左］

４　「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１の３）の「法人税額計⑹」及び「法人税額計㉜」の欄の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。